
大学院要覧

(基幹規程と諸規定抜粋)

2016

目次	1
大学／学園の組織	2

基幹規程

大阪産業大学大学院学則	3
[別表第1教育課程表(カリキュラム)]	12
大阪産業大学大学院学位規程	27
大阪産業大学大学院人間環境学研究科規程	43
大阪産業大学大学院経営・流通学研究科規程	45
大阪産業大学大学院経済学研究科規程	47
大阪産業大学大学院工学研究科規程	49

諸規程抜粋

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科 「博士(経営学)[課程博士]論文の審査方法および手続き」に関する内規	51
大阪産業大学大学院経営・流通学研究科 「博士(経営学)[論文博士]学位論文の審査方法および手続き」に関する内規	52
大阪産業大学大学院経済学研究科 「博士(経済学)[課程博士]論文の審査方法および手続き」に関する内規	53
大阪産業大学大学院経済学研究科 「博士(経済学)[論文博士]学位論文の審査方法および手続き」に関する内規	54
大学院工学研究科博士後期課程学位論文の審査の方法および手続きに関する内規	55
人間環境学研究科修士論文および博士論文の評価基準に関する申し合わせ	60
経営・流通学研究科学位論文の執筆要領に関する申し合わせ	61
大学院経営・流通学研究科博士後期課程の研究指導の方法に関する申し合わせ	69

登録番号

114

○大阪産業大学大学院学則

制 定

昭和 63 年 3 月 23 日

最近改正

平成 28 年 2 月 29 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 大阪産業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第 2 条 本大学院に人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(課程)

第 3 条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）および後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(専攻)

第 4 条 研究科に次の専攻を置く。

区 分	専 攻 名	
	博士前期課程	博士後期課程
人間環境学研究科	人間環境学専攻	人間環境学専攻
経営・流通学研究科	経営・流通専攻	経営・流通専攻
経済学研究科	現代経済システム専攻 アジア地域経済専攻	アジア地域経済専攻
工学研究科	機械工学専攻 交通機械工学専攻 都市創造工学専攻 電子情報通信工学専攻 情報システム工学専攻 環境デザイン専攻	生産システム工学専攻 環境開発工学専攻

(修業年限)

第 5 条 博士課程の標準修業年限は 5 年とし、博士前期課程の修業年限は 2 年、博士後期課程の修業年限は 3 年とする。

2 (削除)

(在学年数の制限)

第 6 条 博士前期課程の在学年数は 4 年、博士後期課程の在学年数は 6 年を超えることができない。

1 学則・奨学関係（114 大阪産業大学大学院学則）

（収容定員）

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

区 分	専 攻 名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間環境学研究科	人間環境学専攻	10名	20名	3名	9名
経営・流通学研究科	経営・流通専攻	15名	30名	5名	15名
経済学研究科	現代経済システム専攻	10名	20名	—	—
	アジア地域経済専攻	15名	30名	3名	9名
工学研究科	機械工学専攻	10名	20名	—	—
	交通機械工学専攻	10名	20名	—	—
	都市創造工学専攻	10名	20名	—	—
	電子情報通信工学専攻	10名	20名	—	—
	情報システム工学専攻	10名	20名	—	—
	環境デザイン専攻	10名	20名	—	—
	生産システム工学専攻	—	—	4名	12名
	環境開発工学専攻	—	—	2名	6名
計		110名	220名	17名	51名

第2章 学年、学期および休業日

（学年、学期および休業日）

第8条 学年は入学の時期により、次のとおりとする。

春入学の学年 4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

秋入学の学年 9月21日に始まり翌年9月20日に終わる

（学期）

第8条の2 学年を次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

（休業日）

第8条の3 休業日については、大阪産業大学学則（以下「大学学則」という。）第10条の規定を準用する。

第3章 教員組織

（教員組織）

第9条 本大学院に専攻に応じ、必要な教員を置く。

第4章 入学等

（入学の時期）

第10条 入学の時期は、毎年2回学年の初めとする。

春入学 4月1日

秋入学 9月21日

（入学資格）

第11条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) 本大学院において、(1)の者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を得た者
- (3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(出願手続)

第12条 入学を志望する者は、志願票その他別に定める書類に入学検定料を添えて、所定の期間中に
出願手続きをしなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期間中に別に定める学費を納
入し、かつ、保証書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可されたものは、入学宣誓式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。
い。

(保証人)

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とする。

2 保証人は、当該学生にかかる一切の事項につき連帯して責任を負わなければならない。

3 保証人が死亡などのため、その資格を失ったときは、新たに保証人を定め保証書を提出しなければ
ならない。

(就学条件)

第16条 本大学院に在学する間は、他の大学院、学部等に在学することを認めない。

(外国人留学生)

第17条 外国の国籍を有する者で、原則として大学院入学を目的として入国許可を受けて入国し、本
大学院に入学を志望する者があるときは、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可するこ
とがある。

2 その他外国人留学生については、別に定める大阪産業大学大学院外国人留学生規程による。

(短期外国人留学生)

第17条の2 前条第1項の定めにかかわらず、海外の大学との協定に基づき、当該大学の大学院に在
籍する学生について受け入れを要請された場合、または、海外の大学の大学院に在籍する学生が本大
学院への留学を志願し、在籍大学から推薦を受けた場合は、原則として1年以内の期間に限り、学長
は短期外国人留学生として受け入れを許可することができる。

2 短期外国人留学生の受け入れに関する規程は、別に定める。

第5章 教育方法等

(教育方法)

第18条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文〔博士前期課程における特定の課題につ
いての研究の成果およびそれによる作品（以下「修士作品」という。）を含む。〕の作成または課題
研究等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目および単位等)

第19条 授業科目および単位等は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算基準)

第20条 授業科目の単位の計算については、大学学則第26条の規定を準用する。

(研究指導および授業の担当)

第21条 本大学院の研究指導および授業の担当は、大学院教員資格に該当する本大学教員がこれにあ
たる。

2 必要により他の大学院教員または、その他の有資格者に授業の担当を依頼することができる。

3 教育上有益と認めるときは、他の大学院または研究所等において、学生が必要な研究指導を受ける
ことを認めることができる。この場合にはあらかじめ当該他の大学院または研究所等と本大学院の間

1 学則・奨学関係（114 大阪産業大学大学院学則）

で研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 本大学院の学生に必要な研究指導および授業を担当する教員の任用等については、別に定める。

第6章 履修方法

（修得単位）

第22条 博士前期課程の修得単位数は、次のとおりとする。

- (1) 人間環境学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (2) 経営・流通学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (3) 経済学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (4) 工学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の修得単位数は、次のとおりとする。

- (1) 人間環境学研究科は、人間環境学特殊研究18単位および特殊講義2単位の計20単位を修得しなければならない。
- (2) 経営・流通学研究科は、研究演習18単位および特殊講義2単位以上の計20単位以上を修得しなければならない。
- (3) 経済学研究科は、特殊研究18単位および特殊講義2単位以上の計20単位以上を修得しなければならない。
- (4) 工学研究科は、特殊研究12単位および特殊講義2単位以上の計14単位以上を修得しなければならない。

（履修方法）

第23条 博士前期課程の履修ならびに修了要件単位の修得は、次による。

(1) 人間環境学研究科

- イ 必修としてフィールド／スタジオ研究1…4単位およびフィールド／スタジオ研究2…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の他の研究科において履修した単位を、6単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(2) 経営・流通学研究科

- イ 必修として演習1…4単位および演習2…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(3) 経済学研究科

- イ 必修として演習Ⅰ…4単位および演習Ⅱ…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 当該研究科の博士前期課程にあつては、それぞれ他専攻において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- ニ 本大学院経営・流通学研究科博士前期課程において履修した授業科目について修得した単位は、4単位を上限として、前ハにより当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(4) 工学研究科（機械工学専攻）

- イ 必修としてゼミナール1…2単位、ゼミナール2…2単位、調査研究1…3単位および調査研究2…3単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から20単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(5) 工学研究科 (交通機械工学専攻)

イ 必修としてゼミナール 1…2 単位、ゼミナール 2…2 単位、調査研究 1…3 単位、調査研究 2…3 単位、材料力学特別解析…2 単位、流体力学特別解析…2 単位および熱力学特別解析…2 単位を修得すること。

ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から 14 単位以上を修得すること。

ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8 単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(6) 工学研究科 (電子情報通信工学専攻)

イ 必修としてゼミナール 1…2 単位、ゼミナール 2…2 単位、調査研究 1…3 単位および調査研究 2…3 単位を修得すること。

ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から 20 単位以上を修得すること。

ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8 単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(7) 工学研究科 (都市創造工学専攻、情報システム工学専攻、環境デザイン専攻)

イ 必修としてゼミナールⅠ…2 単位、ゼミナールⅡ…2 単位、調査研究Ⅰ…3 単位および調査研究Ⅱ…3 単位を修得すること。

ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から 20 単位以上を修得すること。

ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8 単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 博士後期課程の履修ならびに修了要件単位の修得は、次による。

(1) 人間環境学研究科

イ 人間環境学特殊研究 18 単位および特殊講義 2 単位を修得すること。

(2) 経営・流通学研究科

イ 研究演習 18 単位および特殊講義 2 単位以上を修得すること。

(3) 経済学研究科

イ 特殊研究 18 単位および特殊講義 2 単位以上を修得すること。

(4) 工学研究科

イ 特殊研究 12 単位および特殊講義 2 単位以上を修得すること。

ロ 特殊講義については、専攻の枠を越えて履修を可能とする。

(履修申請)

第 24 条 学生は毎学年始めに、その年度に履修しようとする授業科目を指定の期日までに指導教授の承認を受け、研究科長に申請しなければならない。

(単位の授与)

第 25 条 授業科目を履修し、かつ、学期末または学年末に行うその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 26 条 成績の評価は、「A、B、C、D」をもって示し、「A、B、C」を合格とし「D」を不合格とする。

(他の大学院における修得単位の認定)

第 27 条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院 (外国の大学院および第 38 条に定める大学院を含む。) において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数について、本大学院の博士前期課程にあっては、第 23 条に定める本大学院の他の研究科または他の専攻における授業科目の履修により修得した

1 学則・奨学関係（114 大阪産業大学大学院学則）

単位と合わせて、10 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 27 条の 2 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て、前条により修得したものとみなすことのできる単位とは別に、10 単位を超えない範囲で修了要件に算入することができる。

第 7 章 課程の修了要件

（課程の修了要件）

第 28 条 博士前期課程の修了の要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 1 項の場合において、環境デザイン専攻博士前期課程にあっては、修士作品の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第 28 条の 2 博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年（博士前期課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年（博士前期課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院設置基準第 3 条第 3 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした博士前期課程を修了した者および前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、大学院に博士前期課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年（博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 第 1 項および前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第 70 条の 2 の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 8 章 学位の授与

（学位の授与）

第 29 条 第 28 条により本大学院博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、前条により博士後期課程を修了した者には、博士の学位を当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位を得るための審査を請求した者については、本大学院（人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科）の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する者と確認されたとき、博士の学位を授与する。

（学位規程）

第 30 条 学位および学位の授与については、本大学院の学則（以下「学則」という。）のほか、別に定める大学院学位規程による。

第 9 章 休学、退学、除籍および復学

（休学）

第 31 条 病気その他やむを得ない理由により長期にわたり欠席しようとするときは、所定の休学願に理由を証明する書類を添えて、願い出て休学することができる。

（休学処置）

第 32 条 病気のため修学に適しないと認めた者については、当該研究科委員会の議を経て、休学を命

ずることができる。

(休学期間)

第33条 休学の期間は、原則として当該学年の末までとする。ただし、特別の理由があると認められた者については、引き続き更に1年の休学を許可することができる。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

3 休学中の学費は、別に定める大学院学費納入規程による。

(休学期間の制限)

第34条 休学期間は、博士前期課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年をそれぞれ超えることはできない。

(退学)

第35条 病気その他の理由により退学しようとするときは、所定の退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 前項により退学した者、学費未納により除籍された者および博士後期課程を単位取得退学した者が、再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することができる。ただし、博士後期課程にあっては退学後、6年以内に再入学を願い出るものとする。

3 博士後期課程を単位取得退学した者が、学位論文審査を受けるために再入学する場合は、再入学金および授業料を免除し、別に定める審査料を納めるものとする。

(除籍)

第36条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、除籍する。

1. 学費を納入期限を超えても納めないとき

2. 長期にわたって欠席し、または病気その他の理由で成業の見込みのないと認められたとき

3. 在学期間が、同一専攻科において、休学期間を除き、第6条に定める期間を超えたとき

4. 死亡したとき

2 前項第1号によって除籍された者は、納入期限の翌日から1ヵ月以内に限り、除籍の取り消しを願い出ることができる。ただし、特別の事情により、納入が困難な場合には、願い出によって、さらに1ヵ月の猶予期間を認める。

(復学)

第37条 休学期間の途中で休学理由が消滅したときは、所定の手続きをとり、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受け、復学することができる。

2 復学者の修学条件は、その者が入学した年度のものを適用する。

3 学期の途中で復学した者にたいしては、その学期の授業料は全額徴収する。

(留学の取り扱い)

第38条 学生が、協定または認定する外国の大学院に留学を希望するときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

2 当該留学期間のうち、研究指導を受けた期間は、修業年限に算入することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 留学に関する規程は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、当該研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学則もしくは諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、当該研究科委員会の議に基づき懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学および放學とする。

3 放學は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 正当な理由がなくして出席が常でない者

1 学則・奨学関係（114 大阪産業大学大学院学則）

(3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第41条 教育職員免許法・同施行規則に基づき本大学院において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

免許状の種類	免許教科	取得可能な研究科
中学校教諭専修免許状	社会	経済学研究科 現代経済システム専攻 博士前期課程
	公民	経済学研究科 アジア地域経済専攻 博士前期課程
高等学校教諭専修免許状	工業	工学研究科 機械工学専攻 博士前期課程
		工学研究科 交通機械工学専攻 博士前期課程
		工学研究科 都市創造工学専攻 博士前期課程
		工学研究科 電子情報通信工学専攻 博士前期課程
	情報	工学研究科 情報システム工学専攻 博士前期課程
	工業	工学研究科 環境デザイン専攻 博士前期課程
商業	経営・流通学研究科 経営・流通専攻 博士前期課程	

2 前項の免許状を取得するための資格および履修方法については、別に定める。

第12章 奨学制度

(奨学制度)

第42条 学業、人物ともに優秀な者に対しては、奨学金を給付することがある。

2 奨学金については、別に定める大学院奨学生規程による。

第13章 学費および学費以外の費用

(学費)

第43条 学費は、入学金、授業料、教育環境充実費、審査料、科目等履修料および研究料とし、その額は別に定める。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 学費の納入については、別に定める大学院学費納入規程による。

(手数料)

第44条 入学検定料およびその他の手数料については、別に定める。

(既納の学費および手数料)

第45条 既に納入した学費および手数料は、事情の如何にかかわらず返戻しない。

第14章 運営組織

(研究科委員会)

第46条 本大学院に人間環境学研究科委員会、経営・流通学研究科委員会、経済学研究科委員会および工学研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、別に定める委員会規程による。

(審議事項)

第47条 委員会は、教育研究に関する次の事項を審議する。

- (1) 学則に関すること。
- (2) 諸規程の制定および改廃に関すること。
- (3) 教員の人事に関すること。
- (4) 授業科目および研究指導の担当に関すること。
- (5) 学生の入学、復学、休学、除籍、退学、留学および修了ならびに賞罰に関すること。
- (6) 学位の授与に関すること。
- (7) 学長より諮問された事項
- (8) その他重要な事項

2 委員会は、第1項第3号から第7号の事項について、審議を経て学長に意見を述べるものとする。

(研究科長)

第48条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、博士後期課程専攻担当教員より選出する。
- 3 研究科長は、当該研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長は、当該研究科委員会の定めた方針に基づいて、研究科の運営に当たる。

第15章 科目等履修生および研究生

(科目等履修生)

第49条 本大学院において特定の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する内規は、別に定める。

(研究生)

第50条 本大学院で、特定の研究課題について研究を希望する者があるときは、本大学院生の研究に支障のない限り当該研究科委員会において、研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者で、当該研究科相当の学力を有すると当該研究科委員会が認めた者とする。
- 3 研究生に関する内規は、別に定める。

第16章 学生研究室

(学生研究室)

第51条 本大学院に学生研究室を設ける。

第17章 付属施設および厚生施設

(施設、設備の供用)

第52条 本学園および本大学学部の施設、設備は、必要に応じて本大学院学生の研究達成のために供することができる。

第18章 事務組織

(事務組織)

第53条 本大学院の事務の処理は、大学院事務室をもって行う。

第19章 その他

(諸規程の準用)

第54条 学則に定めるほか、大学学則およびその他の諸規程を準用する。

(施行細則)

第55条 学則施行に必要な細則は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月29日)

(施行期日)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条および第10条は平成27年9月1日に遡って適用する。

1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

別表第1 教育課程表

1. 人間環境学研究科

(1) 人間環境学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考
環境都市計画特論	2		歴史環境特論(アジア)	2	
都市公共施設特論	2		心身環境特論(心理系)	2	
都市計画情報特論	2		心身環境特論(身体系)	2	
水質管理特論	2		スポーツ・運動医学特論(代謝系)	2	
地球環境特論	2		スポーツ・運動医学特論(循環器)	2	
環境経営特論	2		スポーツ運動学特論	2	
生態学特論	2		スポーツ心理学特論	2	
大気環境特論	2		スポーツ科学特論	2	
環境社会学特論	2		保全生物学特論	2	
国際環境ビジネス特論	2		フィールド/スタジオ研究 1	④	必修
国際人権特論	2		フィールド/スタジオ研究 2	④	必修
文化環境特論(アジア)	2		修士論文		
文化環境特論(欧米)	2				
文化環境特論(日本)	2				
※ 1) 講義単位数 46 2) 総単位数 54 3) 修了 必修を含め 30 単位を修得し、かつ修士論文の審査、および最終試験に合格すること。					

(2) 人間環境学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備 考
人間環境学特殊講義	2	
人間環境学特殊研究	18	
※ 1) 講義単位数 2 2) 総単位数 20 3) 修了 人間環境学特殊研究18単位および特殊講義2単位の計20単位を修得し、 博士論文に合格すること。		

1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

2. 経営・流通学研究科

(1) 経営・流通専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
流通特論	2		経営管理特論	2	
流通政策特論	2		財務管理特論	2	
流通史特論	2		国際経営特論	2	
マーケティング特論	2		グローバルストラテジックマネジメ ント特論	2	
製品政策特論	2		人的資源管理特論	2	
消費者行動特論	2		経営倫理特論	2	
マーケティング・リサーチ特論	2		技術経営特論	2	
ロジスティクス特論	2		情報管理特論	2	
ロジスティクス管理特論	2		経営情報特論	2	
国際ロジスティクス特論	2		経営情報ネットワーク特論	2	
ロジスティクス実践特論	2		情報データ処理特論	2	
交通特論	2		情報分析特論	2	
国際交通特論	2		産業組織特論	2	
会計学特論	2		ファイナンス特論	2	
財務会計特論	2		産業立地特論	2	
国際会計特論	2		経営戦略特論	2	
管理会計特論	2		ビジネス英語 1	1	
監査特論	2		ビジネス英語 2	1	
国際税務特論	2		特別講義	2	
税法特論	2		演習 1	④	必修
企業法特論	2		演習 2	④	必修
経営学特論	2		修士論文		
経営組織特論	2				
※ 1) 講義単位数 82 2) 総単位数 90 3) 修了 演習8単位を含め30単位以上を修得し、修士論文に合格すること。					

(2) 経営・流通専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
流通論特殊講義	2		経営組織特殊講義	2	
ロジスティクス特殊講義	2		経営戦略論特殊講義	2	
交通論特殊講義	2		財務会計特殊講義	2	
マーケティング特殊講義	2		国際会計特殊講義	2	
情報管理特殊講義	2		技術経営特殊講義	2	
経営学特殊講義	2		監査特殊講義	2	
会計学特殊講義	2		経営情報ネットワーク特殊講義	2	
経営財務論特殊講義	2		研究演習	18	
人的資源管理特殊講義	2				
※ 1)講義単位数 32 2)総単位数 50 3)修了 研究演習18単位および特殊講義2単位以上の計20単位以上を修得し、博士論文に合格すること。					

1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

3. 経済学研究科

(1) 現代経済システム専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
財政学特論	2		e-コマース法制特論	2	
地方財政特論	2		ファイナンス工学特論	2	
租税特論	2		マルチメディア特論	2	
公共政策特論	2		社会経済学特論	2	
経済政策特論	2		社会経済史特論	2	
財務諸表特論	2		メディア文化研究特論	2	
金融特論	2		ジェンダー特論	2	
証券経済学特論	2		社会人権特論	2	
税法特論 I	2		非営利事業特論	2	
税法特論 II	2		ミクロ経済学特論	2	
社会政策特論	2		マクロ経済学特論	2	
財政・経済政策研究特論	2		理論経済学特論	2	
情報ネットワーク特論	2		経済理論特論	2	
経済統計特論	2		経済学史特論	2	
e-コマース特論	2		近代経済学史特論	2	
情報経済特論	2		外国書講読	2	
情報数学特論	2		演習 I	④	必修
ネット・ベンチャー特論	2		演習 II	④	必修
デジタル・マーケティング特論	2		修士論文		
<p>※ 1)講義単位数 70 2)総単位数 78 3)修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。</p>					

(2) アジア地域経済専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
地域研究特論	2		観光特論	2	
東南アジア経済特論	2		環境経済特論	2	
東アジア経済特論	2		現代経営特論	2	
中国経済特論	2		経営戦略特論	2	
日本経済特論	2		中小企業特論	2	
日本経済史特論	2		ヒューマン・リソース・マネジメント特論	2	
ヨーロッパ経済特論	2		マーケティング特論	2	
アメリカ経済特論	2		アジアビジネス特論	2	
ロシア・東欧経済特論	2		現代企業ファイナンス特論	2	
アジア地域経済研究特論	2		多国籍企業特論	2	
国際経済特論	2		ミクロ経済学特論	2	
国際社会保障特論	2		マクロ経済学特論	2	
比較生活経済特論	2		理論経済学特論	2	
民族問題特論	2		経済理論特論	2	
比較経済特論	2		経済学史特論	2	
国際金融特論	2		近代経済学史特論	2	
貿易特論	2		外国書講読	2	
国際協力特論	2		演習Ⅰ	④	必修
開発経済特論	2		演習Ⅱ	④	必修
東アジアの国際関係史	2		修士論文		
※ 1) 講義単位数 74 2) 総単位数 82 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

(3) アジア地域経済専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
社会経済統計・日本経済統計分析 特殊講義	2		東アジア地域経済・局地経済論 特殊講義	2	
計量経済学・アジア経済計量分析 特殊講義	2		中国経済・中国ファイナンス論 特殊講義	2	
国際社会保障・比較福祉システム 特殊講義	2		理論経済学・経済成長論 特殊講義	2	
国際経済政策・比較体制論 特殊講義	2		アジア地域研究・北東アジア 経済開発論特殊講義	2	
東南アジア地域経済・地域 経済圏論特殊講義	2		日本経済史特殊講義	2	
アジア地域研究・地域計画 特殊講義	2		グローバル・メディア文化特殊講義	2	
社会経済学・比較社会経済 システム特殊講義	2		経済政策・比較経済成長政策 特殊講義	2	
アジア多国籍企業・世界経済論 特殊講義	2		人権政策論特殊講義	2	
民族問題・地域紛争論特殊講義	2		日本税制・比較税制論特殊講義	2	
日本財政・比較財政論特殊講義	2		国際観光・ホスピタリティビジネス特 殊講義	2	
国際社会政策・比較労働経済論 特殊講義	2		アジア地域経済・国際経済 特殊研究	18	
<p>※ 1) 講義単位数 42 2) 総単位数 60 3) 修了 特殊研究18単位および特殊講義2単位以上の計20単位を修得し、 博士論文に合格すること。</p>					

4. 工学研究科

(1) 機械工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
材料力学特論 1	2		塑性力学特論	2	
材料力学特論 2	2		機械設計特論	2	
流体力学特論 1	2		機械材料特論	2	
流体力学特論 2	2		機械加工工学特論	2	
機械力学特論	2		制御工学特論	2	
振動工学特論	2		知能制御特論	2	
熱工学特論	2		先端技術特別講義	2	
機械動力学特論	2		ゼミナール 1	②	必修
応用数学特論 1	2		ゼミナール 2	②	必修
応用数学特論 2	2		調査研究 1	③	必修
医療福祉工学特論	2		調査研究 2	③	必修
C A E 特論	2		修士論文		
固体力学特論	2				
※ 1) 講義単位数 40 2) 総単位数 50 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

(2) 交通機械工学専攻 博士前期課程

科目区分	授 業 科 目	単位数	備考	科目区分	授 業 科 目	単位数	備考
自動車工学	自動車運動制御特論	2		交通機械共通	交通機械設計特論	2	必修
	自動車デザイン特論	2			応用数学特論	2	
	自動車環境・E-Call特論	2			振動工学特論	2	
	自動車動力伝達特論	2			交通システム特論	2	
	自動車システム特論	2			交通機械電気特論	2	
鉄道工学	鉄道車両特論	2			材料力学特別解析	②	
	鉄道設計特論	2			流体力学特別解析	②	
	高速鉄道特論	2			熱力学特別解析	②	
	鉄道保守特論	2		共通演習	ゼミナール1	②	
	鉄道機械特論	2			ゼミナール2	②	
交通機械共通	材料力学特論	2			調査研究1	③	
	交通機械流体力学特論	2		調査研究2	③		
	原動機伝熱特論	2		修士論文			
	交通機械材料特論	2					
※ 1) 講義単位数		44					
2) 総単位数		54					
3) 修了		必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

(3) 都市創造工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
応用数学特論Ⅰ	2		環境地盤工学	2	
応用数学特論Ⅱ	2		環境システム特論	2	
構造力学特論	2		応用土壌・生態学	2	
構造設計学	2		地盤工学特論	2	
水理学特論	2		地盤設計学	2	
河海工学特論	2		コンクリート工学特論	2	
水資源工学	2		交通工学特論	2	
土木計画学特論	2		都市・地域計画学特論	2	
環境工学特論	2		土木情報処理	2	
水質管理工学	2		ゼミナールⅠ	②	必修
建設システム工学	2		ゼミナールⅡ	②	必修
建設マネジメント工学	2		調査研究Ⅰ	③	必修
経営管理論	2		調査研究Ⅱ	③	必修
物質輸送工学	2		修士論文		
※ 1)講義単位数 46 2)総単位数 56 3)修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

(4) 電子情報通信工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
応用数学特論 1	2		通信方式特論	2	
応用数学特論 2	2		ネットワーク特論	2	
半導体工学特論	2		情報伝送符号論	2	
電子デバイス工学特論	2		電子情報先端領域特論 A	2	
光量子エレクトロニクス特論	2		電子情報先端領域特論 B	2	
電磁波工学特論	2		情報通信先端領域特論 A	2	
計測工学特論	2		情報通信先端領域特論 B	2	
制御工学特論	2		ゼミナール 1	②	必修
電子回路特論	2		ゼミナール 2	②	必修
画像情報処理特論	2		調査研究 1	③	必修
ソフトウェア工学特論	2		調査研究 2	③	必修
計算機工学特論	2		修士論文		
※ 1) 講義単位数 38 2) 総単位数 48 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文に合格すること。					

(5) 情報システム工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
応用数学特論Ⅰ	2		現代制御論	2	
応用数学特論Ⅱ	2		言語情報処理	2	
ソフトウェア工学特論	2		計算科学特論	2	
分子情報工学	2		工業数学特論	2	
電子物性工学	2		進化システム論	2	
生体情報システム特論	2		光情報システム特論	2	
知能システム工学	2		高速計算法	2	
情報ネットワーク特論	2		機能材料システム特論	2	
画像工学特論	2		情報計測工学	2	
画像認識工学Ⅰ	2		情報デバイス工学	2	
画像認識工学Ⅱ	2		ゼミナールⅠ	②	必修
仮想システム工学	2		ゼミナールⅡ	②	必修
情報通信システム特論Ⅰ	2		調査研究Ⅰ	③	必修
情報通信システム特論Ⅱ	2		調査研究Ⅱ	③	必修
応用解析学	2		修士論文		
※ 1) 講義単位数 50 2) 総単位数 60 3) 修了 必修を含め 30 単位を修得し、修士論文に合格すること。					

1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

(6) 環境デザイン専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
環境芸術論	2		環境デザイン情報システム	2	
環境デザイン史	2		環境制御論	2	
建築史特論	2		構造力学特論	2	
美術史特論	2		環境構造デザイン学	2	
環境文化論	2		インテリア空間論特論	2	
現代デザイン論	2		建築デザイン論特論	2	
環境オブジェデザイン論	2		制作研究 I	4	
インテリア環境論	2		制作研究 II	4	
建築論特論	2		課題研究 I	2	
環境デザイン特論	2		課題研究 II	2	
グローバル環境論	2		ゼミナール I	②	必修
都市・地域環境論	2		ゼミナール II	②	必修
環境計画特論	2		調査研究 I	③	必修
環境デザイン分析論	2		調査研究 II	③	必修
環境デザイン情報処理学	2		修士論文また修士作品		
環境デザイン発想論	2				
<p>※ 1) 講義単位数 44 2) 総単位数 66 3) 修了 必修を含め30単位を修得し、修士論文(または修士作品)に合格すること。</p>					

(7) 生産システム工学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
材料力学特殊講義	2		伝導性酸化物薄膜物性特殊講義	2	
振動工学特殊講義	2		通信情報基礎論特殊講義	2	
塑性加工学特殊講義	2		計測工学特殊講義	2	
医療福祉工学特殊講義	2		レーザー工学特殊講義	2	
接触破壊力学特殊講義	2		液晶物理特殊講義	2	
機械要素特殊講義	2		界面物性特殊講義	2	
高温融体成形過程特殊講義	2		特殊研究	12	
光ストレージ特殊講義	2				
※ 1) 講義単位数 28 2) 総単位数 40 3) 修了 特殊研究 12 単位および特殊講義 2 単位以上の計 14 単位以上を修得し、 博士論文に合格すること。					

1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

(8) 環境開発工学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	備考	授 業 科 目	単位数	備考
環境工学特殊講義	2		交通計画特殊講義	2	
構造工学特殊講義	2		河海工学特殊講義	2	
土木施工学特殊講義	2		特殊研究	12	
環境リスク工学特殊講義	2				
※ 1) 講義単位数 12 2) 総単位数 24 3) 修了 特殊研究 12 単位および特殊講義 2 単位以上の計 14 単位を修得し、博士論文に合格すること。					

登録番号

114-1

○大阪産業大学大学院学位規程

制 定 昭和 63 年 3 月 23 日
最近改正 平成 28 年 2 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪産業大学大学院学則第 30 条に基づき、本大学院において、授与する学位に関する事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本大学院において授与する学位は、修士および博士とし、次のとおりとする。

修士(人間環境学) 修士(経営学) 修士(経済学) 修士(工学)
博士(人間環境学) 博士(経営学) 博士(経済学) 博士(工学)

(修士の学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、博士前期課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 3 条の 2 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、学位論文を提出し、その審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認(以下「学力確認」という。)した者にも授与することができる。

(修士論文の提出)

第 4 条 第 3 条の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の修士論文審査願に修士論文および論文目録を添えて、研究科長に提出するものとする。

2 修士論文は 1 編として、1 通を提出する。

3 審査のために必要があるときは、修士論文の副本、訳本、模型または標本等の資料を提出させることができる。

(課題研究成果の提出)

第 5 条 第 3 条の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者で、博士前期課程において課題研究成果の審査をもって修士論文に代えることを許された者は、所定の課題研究審査願に課題研究成果および課題研究目録を添えて、工学研究科長に提出するものとする。

2 課題研究成果は 1 編として、1 通を提出する。

3 審査のために必要があるときは、課題研究成果の副本、訳本等の資料を提出させることができる。

(修士作品の提出)

第 6 条 第 3 条の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者で、博士前期課程において修士作品をもって修士論文に代えることを許された者は、所定の修士作品審査願に修士作品および論文目録または作品目録を添えて、工学研究科長に提出するものとする。

2 修士作品は、作品 1 件を提出する。

3 修士作品に付随して、作品題目、作品概要、作品趣意などを記した作品趣意書を提出しなければならない。ただし、付属論文を提出する場合にはこの限りでない。

4 審査のために必要があるときは、修士作品の付属論文、模型、標本、写真またはビデオ等の資料を提出させることができる。

(博士論文の提出)

第 7 条 第 3 条の 2 の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の博士論文審査願に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文を提出し得る期間は、博士後期課程進学後 10 年以内とする。この場合において、博士論文は、在学中に提出するものとする。

1 学則・奨学関係 (114-1 大阪産業大学大学院学位規程)

- 3 博士論文は自著1編とし、3通を提出する。
- 4 審査のために必要があるときは、博士論文の副本、訳本、模型または標本等の資料を提出させることができる。
- 5 第3条の2第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、博士論文審査願に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料を添えて提出しなければならない。
- 6 前項の規定により提出した博士論文および納付した論文審査手数料は、返還しない。
- 7 第5項に定める論文審査手数料は、別に定める。
- 8 学位論文等の審査の方法および手続きについては、別に定める。

(審査の付託)

第8条 第4条、第5条、第6条、第7条による修士論文、課題研究成果、修士作品、博士論文(以下「学位論文等」という。)の提出があったときは、研究科長は、これを当該研究科委員会(以下「委員会」という。)に付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 前条の規定により学位論文等の審査を付託された委員会は、当該研究科所属の専攻担当教員3名で構成する審査委員会を設ける。

- 2 第3条および第3条の2第1項に定める各課程の修了の認定のために提出された学位論文等の審査のための審査委員会には、原則として、学位論文等を提出した学生の指導教授を加えるものとする。
- 3 委員会は、審査のために必要があると認めた場合、2名を限度に本学大学院教員または他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(学位論文等の審査および最終試験)

第10条 審査委員会は、学位論文等の審査および最終試験を行う。

(審査の期間)

第11条 第3条および第3条の2第1項による者の学位論文等の審査ならびに最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

- 2 審査委員会は、第7条第5項の規定により博士論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に博士論文の審査、試験および学力確認を終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は学位論文等の審査および最終試験の終了後、直ちに審査の要旨および最終試験の成績に学位を授与できるか否かの意見を添えて委員会に文書で報告しなければならない。前条第2項による審査等についても、同様とする。

(学位授与の審議)

第13条 委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の規定によって学位を授与できるものと議決するには委員会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第14条 委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきものには所定の学位記を授与する。

(博士論文等の公表)

第16条 本大学院人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科は、博士の学位が授与された日から3ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学院人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科の承認を受けて、当

該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本大学院人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 第2項の規定により公表する場合には、当該論文の要旨に大阪産業大学審査学位論文である旨を明記するものとする。

(学位の登録)

第17条 学長は、修士および博士の学位を授与したとき、学位簿に登録する。

なお、博士の学位を授与したときあつては、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、大阪産業大学と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第19条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、修士および博士の学位については委員会の議を得て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

2 委員会において前項の議決をする場合には、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------------------------------------------|
| (1) 第3条の規定により授与する学位記 | 別記様式 1、別記様式 4、
別記様式 7、別記様式 8、
別記様式 11、 |
| (2) 第3条の2第1項の規定により授与する学位記 | 別記様式 2、別記様式 5、
別記様式 9、別記様式 12 |
| (3) 第3条の2第2項の規定により授与する学位記 | 別記様式 3、別記様式 6、
別記様式 10、別記様式 13 |

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月10日)

(施行期日)

この規程は、平成26年12月10日から施行する。

附 則 (平成 年 月 日)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式1

人修第	号	学 割 り 印
<h1>学 位 記</h1>		
大学印	氏名	年 月 日生
<p>本 学 大 学 院 人 間 環 境 学 研 究 科 人 間 環 境 学 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 を 修 了 し た の で 修 士 (人 間 環 境 学) の 学 位 を 授 与 す る</p> <p>年 月 日</p>		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

別記様式2

人博第	号	学 割 り 印
<h1>学 位 記</h1>		
大学印	氏名	年 月 日生
本 学 大 学 院 人 間 環 境 学 研 究 科 人 間 環 境 学 専 攻 の 博 士 課 程 を 修 了 し た の で 博 士 (人 間 環 境 学) の 学 位 を 授 与 す る		
論文題目		
年 月 日		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

別記様式3

人博論第	号	学 割 り 印
学 位 記		
大学印	氏名	年 月 日生
本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 (人 間 環 境 学) の 学 位 を 授 与 す る 論 文 題 目 年 月 日		
大阪産業大学学長		氏名

別記様式4

学 割 り 印	第 号
学 位 記	
大学印	氏名
	年 月 日生
本 学 大 学 院 経 営 ・ 流 通 学 研 究 科 経 営 ・ 流 通 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 を 修 了 し た の で 修 士 (経 営 学) の 学 位 を 授 与 す る	
年 月 日	
大阪産業大学学長	氏名
	学長印

別記様式5

学割り印		
営博第	号	
学 位 記		
大学印	氏名	年 月 日生
本学大学院経営・流通学 研究科経営・流通専攻の 博士課程を修了したので 博士（経営学）の学位を授与する		
論文題目		
年 月 日		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

別記様式6

学割り印	号	第 号
<h1>学位記</h1>		
大学印	氏名	年 月 日生
本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 (経 営 学) の 学 位 を 授 与 す る		
論文題目		
年 月 日		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

別記様式7

済修第	号	学 割 り 印
<h1>学 位 記</h1>		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">大学印</div>	氏名	年 月 日生
<p>本学大学院経済学研究科 現代経済システム専攻の 博士前期課程を修了したので 修士（経済学）の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p>		
大阪産業大学学長	氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">学長印</div>

別記様式8

済修第	号	学 割 り 印
<h1>学 位 記</h1>		
大学印	氏名	年 月 日生
<p>本学大学院経済学研究科 アジア地域経済専攻の 博士前期課程を修了したので 修士（経済学）の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p>		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

別記様式9

济博第	号	学 割 り 印
<h1>学 位 記</h1>		
大学印	氏名	年 月 日生
本学大学院経済学研究科 アジア地域経済専攻の 博士課程を修了したので 博士（経済学）の学位を授与する		
論文題目		
年 月 日		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

別記様式10

济博論第	号	学 割 り 印
<h1>学 位 記</h1>		
大学印	氏名	年 月 日生
本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 (経 済 学) の 学 位 を 授 与 す る 論 文 題 目 年 月 日		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

別記様式11

工修第	号	学 割 り 印
<h1>学 位 記</h1>		
大学印	氏名	年 月 日生
本 学 大 学 院 工 学 研 究 科 ○ ○ ○ ○ 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 を 修 了 し た の で 修 士 （ 工 学 ） の 学 位 を 授 与 す る		
年 月 日		学長印
大阪産業大学学長	氏名	

別紙様式12

工博第	号	学 割 り 印
<h1>学 位 記</h1>		
大学印	氏名	年 月 日生
本 学 大 学 院 工 学 研 究 科 ○ ○ ○ ○ 専 攻 の 博 士 課 程 を 修 了 し た の で 博 士 (工 学) の 学 位 を 授 与 す る		
論文題目		
年 月 日		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

別記様式13

工博論第	号	学 割 り 印
学 位 記		
大学印	氏名	年 月 日生
本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 （ 工 学 ） の 学 位 を 授 与 す る 論 文 題 目 年 月 日		
大阪産業大学学長	氏名	学長印

制 定 平成17年3月19日
最近改正 平成19年3月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づいて、大阪産業大学大学院人間環境学研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学則第1条に基づき、研究科は、人間活動と地球環境の持続的な関係を追求すべく、そのための有用な人材の育成と知的貢献に資する教育研究の実践を目的とする。

(専攻主任)

第2条 専攻に主任を置く。

2 主任は、専攻担当教員（研究指導および授業を担当する資格のある教員をいう。）の中から選出する。
(博士前期課程入学者の選考)

第3条 博士前期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年夏季、秋季および春季の3回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 夏季は、6月中に実施し、当該年度の大阪産業大学卒業見込者を対象とする。

3 秋季は、当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（学則第11条第1号、第2号、第3号および第5号に該当する者を含む。以下同じ。）を対象とする。

4 春季は、3月中に実施し、次の各号の一に該当する者を対象とする。

(1) 当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（夏季および秋季に実施された選考の結果に基づき、入学が許可された者の総数が学則第7条に規定する入学定員に達しない場合に限る。）

(2) 学則第11条第4号の規定に該当する学部の3年修了見込者
(博士後期課程入学者の選考)

第4条 博士後期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りではない。

2 秋季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

3 春季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

第5条 入学者の選考および合否の判定は、研究科委員会で決定する。

(授業科目)

第6条 授業科目の配当年次およびその授業時間数は、別に定める。

(履修方法)

第7条 学生は、研究指導教員が必要と認めた場合に限り、研究科委員会の承認を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

2 学生は、研究指導教員が必要と認めた場合に限り、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできない。

(履修申請書の提出)

第8条 学生は、当該学年において開設されている授業科目のうち、履修しようとする授業科目を履修申請書に記入し、指導教授の承認を受けて研究科長に提出して許可を受けなければならない。

2 履修申請書は、毎学年当初に定められた期日までに提出するものとする。

(履修科目の試験)

第9条 履修科目の試験は、学期末の指定期間内に行う。

2 履修科目の試験の成績評価は、学則第26条の定めるところによる。ただし、「A、B、C、D」をもって示しがたいものについては、合否をもって、これに代えることができる。

3 履修許可を受けていない授業科目については、試験を受け単位を修得することができない。
(修士論文の提出)

第10条 博士前期課程修了見込者は、専攻主任が指定する期日までに修士論文を提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文の審査は、研究科委員会において行い、合否を決定する。

(最終試験)

第12条 最終試験は、提出した学位論文およびこれに関連のある授業科目について行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日)

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

制 定 平成11年3月19日
最近改正 平成25年3月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づいて、大阪産業大学大学院経営・流通学研究科（以下、「研究科」という。）における必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学則第1条に基づき、研究科は、産業経済社会の変化に対応すべく、高度な問題解決能力と経営システムの構築能力を具えた創造力豊かな専門職業人・研究者の育成を目的とする。

(専攻主任)

第2条 専攻に主任を置く。

2 主任は、専攻担当教員（研究指導および授業を担当する資格のある教員をいう。）の中から選出する。

(博士前期課程入学者の選考)

第3条 博士前期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 秋季は、当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（学則第11条第1号、第2号、第3号および第5号に該当する者を含む。以下同じ。）を対象とする。

3 春季は、次の各号の一に該当する者を対象とする。

(1) 当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者

(2) 学則第11条第4号の規定に該当する学部の3年修了見込者

(博士後期課程入学者の選考)

第4条 博士後期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 秋季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

3 春季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

第5条 入学者の選考および合否の判定は、研究科委員会で決定する。

(授業科目)

第6条 授業科目の配当年次およびその授業時間数は、別に定める。

(履修方法)

第7条 学生は、研究指導教員が必要と認めた場合に限り、研究科委員会の承認を得て、他の専攻の授業科目を履修することができる。

2 学生は、研究指導教員が必要と認めた場合に限り、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできない。

(履修申請書の提出)

第8条 学生は、当該学年において開設されている授業科目のうち、履修しようとする授業科目を履修申請書に記入し、指導教授の承認を受けて研究科長に提出して許可を受けなければならない。

2 履修申請書は、毎学年当初に定められた期日までに提出するものとする。

(履修科目の試験)

第9条 履修科目の試験は、学期末の指定期間内に行う。

2 履修科目の試験の成績評価は、学則第26条の定めるところによる。ただし、「A、B、C、D」をもって示しがたいものについては、合否をもって、これに代えることができる。

3 履修許可を受けていない授業科目については、試験を受け単位を修得することができない。

(修士論文の提出)

第10条 博士前期課程修了見込者は、専攻主任が指定する期日までに修士論文を提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文の審査は、研究科委員会において行い、合否を決定する。

(最終試験)

第12条 最終試験は、提出した学位論文およびこれに関連のある授業科目について行う。

(教育職員免許状の取得資格等)

第13条 学則第41条に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、次の各号の資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 高等学校教諭一種免許状を取得していること
- (2) 修士の学位を有すること
- (3) 学則別表第1に掲げる教科専門科目(博士前期課程)の中から「教科に関する科目」として定めた科目を24単位以上修得していること

2 前項第3号の単位は、本大学院の課程修了に必要な単位と共通して計算することができる

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

制 定 平成10年1月27日
最近改正 平成25年3月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づいて、大阪産業大学大学院経済学研究科（以下、「研究科」という。）における必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学則第1条に基づき、研究科は、わが国と地域社会発展への貢献をはかるため、国内はもとよりアジアを中心に世界各国・地域の大学・研究機関と研究交流を深めて優位を確保し、グローバル化時代にふさわしい国際競争力を備えた影響力ある高等教育機関として、情報化・国際化・複雑化が進む現代産業社会システム解明の総合的学問・研究体系を活用し、国内と国際社会で活躍できる高度な分析力と判断力に富む専門職業人・研究者の育成を目的とする。

(専攻主任)

第2条 専攻に主任を置く。

2 主任は、専攻担当教員（研究指導および授業を担当する資格のある教員をいう。）の中から選ぶ。

(博士前期課程入学者の選考)

第3条 博士前期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 秋季は、当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（学則第11条第1号、第2号、第3号および第5号に該当する者を含む。以下同じ。）を対象とする。

3 春季は、次の各号の一に該当する者を対象とする。

(1) 当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者

(2) 学則第11条第4号の規定に該当する学部の3年修了見込者

(博士後期課程入学者の選考)

第4条 博士後期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の2回行うことを原則とする。ただし、海外現地入学試験は、この限りでない。

2 秋季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

3 春季は、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第11条第2項第1号、第2号および第3号に該当する者を含む。）を対象とする。

第5条 入学者の選考および合否の判定は、研究科委員会で決定する。

(授業科目)

第6条 授業科目の配当年次およびその授業時間数は、別に定める。

(履修方法)

第7条 学生は、専攻主任が必要と認めた場合に限り、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできない。

(履修申請書の提出)

第8条 学生は、当該学年において開設されている授業科目のうち、履修しようとする授業科目を履修申請書に記入し、指導教授の承認を受けて研究科長に提出して許可を受けなければならない。

2 履修申請書は、毎学年当初に定められた期日までに提出するものとする。

(履修科目の試験)

第9条 履修科目の試験は、学期末の指定期間内に行う。

2 履修科目の試験の成績評価は、学則第26条の定めるところによる。ただし、「A、B、C、D」をもって示しがたいものについては、合否をもって、これに代えることができる。

3 履修許可を受けていない授業科目については、試験を受け単位を修得することができない。

(修士論文の提出)

第10条 博士前期課程修了見込者は、専攻主任が指定する期日までに修士論文を提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文の審査は、研究科委員会において行い、合否を決定する。

(最終試験)

第12条 最終試験は、提出した学位論文およびこれに関連のある授業科目について行う。

(教育職員免許状の取得資格等)

第13条 学則第41条に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、次の各号の資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 高等学校教諭一種免許状を取得していること
- (2) 修士の学位を有すること
- (3) 学則別表第1に掲げる教科専門科目(博士前期課程)の中から「教科に関する科目」として定められた科目を24単位以上修得していること

2 前項第3号の単位は、本大学院の課程修了に必要な単位と共通して計算することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪産業大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づいて、大阪産業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 学則第 1 条に基づき、研究科は、次のとおり、21 世紀型の新たな生活・環境基盤を構築することが可能で高度な専門知識と豊かな創造性をもつ高度専門技術者・研究者の養成を目的とする。

- (1) 現代の社会情勢に即応できる十分な応用力を有し、科学技術の急速な発展を先取りできるような産業技術者を育成する。
- (2) 実践的な教育環境の中で様々な分野に於ける次世代の産業技術を担える人材を育成する。
- (3) 異なる文化・価値観が融合する環境の中で、国際的なコミュニケーションができる能力を涵養する。
- (4) グローバルな視点から、強い探究心を持って多面的に物事を捉え、目標に向かって前進する人材を育成する。
- (5) 社会的倫理観を基にし、常に地球環境を念頭ににおいた新技術を開拓できる人材を育成する。

(専攻主任)

第 2 条 各専攻に主任を置く。

2 主任は、各専攻の専攻担当教員（当該専攻において、研究指導および授業を担当する資格のある教員をいう。）の中から選ぶ。

(博士前期課程入学者の選考)

第 3 条 博士前期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年夏季、秋季および春季の 3 回行うことを原則とする。

- 2 夏季は、6 月中に実施し、当該年度の大阪産業大学卒業見込者の中から、学科主任が推薦した学生を対象とする。
- 3 秋季は、10 月中に実施し、当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（学則第 11 条第 1 号、第 2 号、第 3 号および第 5 号に該当する者を含む。以下同じ。）を対象とする。
- 4 春季は、3 月中に実施し、次の各号の一に該当する者を対象とする。
 - (1) 当該年度の大学卒業見込者または大学を卒業した者（夏季および秋季に実施された選考の結果に基づき、入学が許可された者の総数が学則第 7 条に規定する入学定員に達しない専攻への入学を希望する者に限る。）
 - (2) 学則第 11 条第 4 号の規定に該当する学部の 3 年修了見込者

(博士後期課程入学者の選考)

第 4 条 博士後期課程入学者の選考に係る学生募集は、毎年秋季および春季の 2 回行うことを原則とする。

- 2 秋季は、10 月中に実施し、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第 11 条第 2 項第 1 号、第 2 号および第 3 号に該当する者を含む。）を対象とする。
- 3 春季は、3 月中に実施し、当該年度の大学院修士課程修了見込者または大学院修士課程を修了した者（学則第 11 条第 2 項第 1 号、第 2 号および第 3 号に該当する者を含む。）を対象とする。

第 5 条 入学志願者の専攻志望は、第一志望のみとする。

第 6 条 入学者の選考は、各専攻ごとに行い、可否の判定は、研究科委員会で決定する。

(授業科目)

第 7 条 授業科目の配当年次およびその授業時間数は、研究科委員会の議を経て、別に定める。

(履修方法)

第8条 学生は、所属する専攻の主任が必要と認めた場合に限り、研究科委員会の承認を得て、他の専攻の授業科目を履修することができる。

2 学生は、所属する専攻の主任が必要と認めた場合に限り、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできない。

(履修申請書の提出)

第9条 学生は、当該学年において開設されている授業科目のうち、履修しようとする授業科目を履修申請書に記入し、指導教授の承認を受けて研究科長に提出して許可を受けなければならない。

2 履修申請書は、毎学年当初に定められた期日までに提出するものとする。

(履修科目の試験)

第10条 履修科目の試験は、学期末の指定期間内に行う。

2 履修科目の試験の成績評価は、学則第26条の定めるところによる。ただし、「A、B、C、D」をもって示しがたいものについては、合否をもって、これに代えることができる。

3 前条第1項に規定する履修許可を受けていない授業科目については、試験を受け単位を修得することができない。

(修士論文または修士作品の提出)

第11条 博士前期課程修了見込者は、当該専攻主任が指定する期日までに修士論文、課題研究成果または修士作品(以下「学位論文等」という。)を提出しなければならない。

(学位論文等の審査)

第12条 修士の学位論文等の審査は、当該専攻で行い、専攻主任はその結果を研究科長に報告し、研究科委員会において、合否を決定する。

2 博士の学位論文等の審査の方法および手続きについては、別に定める。

(教育職員免許状の取得資格等)

第13条 学則第41条に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、次の各号の資格をすべて満たさなければならない。

(1) 高等学校教諭一種免許状を取得していること。

(2) 修士の学位を有すること。

(3) 学則別表第1に掲げる教科専門科目(博士前期課程)の中から「教科に関する科目」として定めた科目を24単位以上修得していること。

2 前項第3号の単位は、本大学院の課程修了に必要な単位と共通して計算することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月3日)

(施行期日)

この規程は、平成25年7月3日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科

「博士（経営学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規

制 定 平成21年3月3日
最近改正 平成21年8月19日

（論文提出の資格）

第1条 大阪産業大学大学院学位規程第7条第1項により博士（経営学）論文を提出しようとする者は、研究指導委員会の推薦を得なければならない。

（研究指導委員会）

第2条 研究指導委員会は、博士後期課程に入学した者の研究指導を行うために、経営・流通学研究科（博士後期課程）委員会構成員の中から選出された責任指導教員1名、指導教員2名によって構成される。

（研究指導委員会の推薦）

第3条 研究指導委員会は、以下の条件を満たし、かつ、人格・学識ともに優れていると判断した者に対して、博士論文提出の推薦を行うことができる。

- (1) 学力試験に合格すること
- (2) 学術論文1編の公表（受理証明書も可）、並びに学会報告又はそれに準ずる研究会での発表1回を満たすこと
- (3) 博士論文の内容について公聴会等、公開の場で報告すること
- (4) 博士論文提出の推薦を行う際は、事前に業績リストなどを経営・流通学研究科（博士後期課程）委員会に文書で提出し、承認を得ること

（学力試験）

第4条 学力試験については、経営・流通学研究科（博士後期課程）委員会が、専門科目2科目と外国語科目1科目を実施する。

- 2 専門科目については、事前にテキストを指示する。
- 3 外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、中国語および朝鮮語の中から、母語を除いた1科目を選択しなければならない。ただし、上記5か国語を母語としない外国人留学生の外国語能力は、上記5か国語のいずれかで作成された専門試験2科目の解答によって評価することができる。また、日本国際教育協会の実施する日本語能力試験1級と同等以上の学力をもってこれに代えることができる。
- 4 学力試験は、博士論文提出予定者を対象に、毎年2回、適切な時期に実施する。

附 則

（施行期日）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月19日）

（施行期日）

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科

「博士（経営学）〔論文博士〕学位論文の審査方法および手続き」に関する内規

制 定 平成21年3月3日

（論文の受理）

第1条 大阪産業大学大学院学位規程第7条第5項により博士(経営学)論文の提出があった場合、博士論文の受理については、経営・流通学研究科（博士後期課程）委員会の議決を必要とする。この場合において、研究科（博士後期課程）委員会の中から3名の委員を選定してその意見を徴することができる。

（試験および学力確認）

第2条 大阪産業大学大学院学位規程第11条第2項による、試験および学力確認については、『大阪産業大学大学院経営・流通学研究科「博士（経営学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規』第4条を準用する。

2 前項に規定する試験は、研究科（博士後期課程）委員会の議を経て、他の方法をもってこれに代えることができる。

附 則

（施行期日）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

大阪産業大学大学院経済学研究科

「博士（経済学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規

制 定 平成15年3月20日

最近改正 平成20年7月30日

（論文提出の資格）

第1条 大阪産業大学大学院学位規程第7条第1項により博士（経済学）論文を提出しようとする者は、研究指導委員会の推薦を得なければならない。

（研究指導委員会）

第2条 研究指導委員会は、博士後期課程に入学した者の研究指導を行うために、経済学研究科（博士後期課程）委員会構成員の中から選出された責任指導教員1名、指導教員2名によって構成される。

（研究指導委員会の推薦）

第3条 研究指導委員会は、以下の条件を満たし、かつ、人格・学識ともに優れていると判断した者に対して、博士論文提出の推薦を行うことができる。

(1) 学力試験に合格すること

(2) 学術論文2編の公表（受理証明書も可）、並びに学会報告又はそれに準ずる研究会での発表1回を満たすこと

(3) 博士論文の内容について公聴会等、公開の場で報告すること

(4) 博士論文提出の推薦を行う際は、事前に業績リストなどを経済学研究科（博士後期課程）委員会に文書で提出し、承認を得ること

（学力試験）

第4条 学力試験については、経済学研究科（博士後期課程）委員会が、専門科目2科目と外国語科目1科目を実施する。

2 専門科目については、事前にテキストを指示する。

3 外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、中国語および朝鮮語の中から、母語を除いた1科目を選択しなければならない。

ただし、上記5か国語を母語としない外国人留学生の外国語能力は、上記5か国語のいずれかで作成された専門試験2科目の解答によって評価することができる。また、日本国際教育協会の実施する日本語能力試験1級と同等以上の学力をもってこれに代えることができる。

4 学力試験は、博士論文提出予定者を対象に、毎年秋の適切な時期に実施する。

附 則

（施行期日）

この内規は、平成15年3月20日に施行し、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成20年7月30日）

（施行期日）

この内規は、平成20年7月30日から施行する。

大阪産業大学大学院経済学研究科

「博士（経済学）〔論文博士〕学位論文の審査方法および手続き」に関する内規

制 定 平成15年3月20日

（論文の受理）

第1条 大阪産業大学大学院学位規程第7条第5項により博士（経済学）論文の提出があった場合、博士論文の受理については、経済学研究科（博士後期課程）委員会の議決を必要とする。この場合において、研究科（博士後期課程）委員会の中から3名の委員を選定してその意見を徴することができる。

（試験および学力確認）

第2条 大阪産業大学大学院学位規程第11条第2項による、試験および学力確認については、『大阪産業大学大学院経済学研究科「博士（経済学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規』第4条を準用する。

2 前項に規定する試験は、研究科（博士後期課程）委員会の議を経て、他の方法をもってこれに代えることができる。

附 則

（施行期日）

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大阪産業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）第 7 条第 8 項および大阪産業大学大学院工学研究科規程第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、大阪産業大学大学院工学研究科博士後期課程における学位論文の審査の方法および手続きに関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この内規において「課程博士」とは、学位規程第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規程第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

(予備審査)

第 3 条 博士の学位を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学位規程第 7 条に規定する博士論文の提出に先立ち、予備審査を受けなければならない。

第 2 章 課程博士

(学位申請に係る資格要件)

第 4 条 課程博士の申請者は、次の各号の要件を充たした者でなければならない。

- (1) 人格および学識ともに優れていること
- (2) 2 編以上の論文が、広く認められている学術誌等に掲載されていること、あるいは掲載することが決定済みであること
- 2 前項の第 2 号に定める論文は、原則として本人が単独または第一著者であるものとする。

(予備審査の申請)

第 5 条 前条の要件を充たした者は、指導を受けている教員（以下「指導教員」という。）の承認を得て、予備審査を申請することができる。

2 予備審査の申請に必要な書類等は、次の各号に掲げるものとし、これを申請者が所属する専攻の専攻主任に提出するものとする。

- (1) 博士学位論文の予備審査願（様式 1-1） 1 部
- (2) 論文目録（様式 2） 1 部
- (3) 学位論文の草稿 3 部
- (4) 論文内容の要旨の草稿（2,500 字～4,000 字以内） 3 部
- (5) その他参考論文等 1 式

(予備審査委員会)

第 6 条 専攻主任は、前条の申請を受理したときは、予備審査委員会を設置し、これを予備審査委員会設置報告書（様式 3-1）により工学研究科長（以下「研究科長」という。）に報告しなければならない。

2 予備審査委員会は、専攻の構成員による議を経て、申請者ごとに所属する専攻担当教員の内から主審査委員 1 名および副審査委員 2 名を選出しこれを構成するものとする。

3 前項に定める主審査委員は原則として、申請者の指導教員をもって充てるものとする。

4 予備審査委員会は、当該分野の実状を考慮して審査するものとする。

5 予備審査委員会は、申請が受理された日から原則として 1 ヶ月以内に学位審査出願に値するか否かを判定し、予備審査結果報告書（様式 4-1）により専攻主任経由で研究科長に報告をしなければならない。また、学位論文の審査に値するとする報告を行う場合には、学位規程第 9 条に定める審査委員会の委員候補者を同時に推薦するものとする。

(予備審査後の手続き)

第 7 条 研究科長は、予備審査の結果を工学研究科委員会（後期課程）（以下「研究科委員会」という。）

に報告しなければならない。

第8条 予備審査の結果、審査の申請を認められた者は、直近の審査時期に審査の申請を行うものとする。

(審査の申請)

第9条 審査の申請に必要な書類等は、次の各号に掲げるものとし、これを申請者が所属する専攻主任経由で研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士学位論文の審査願(様式5-1) 1部
- (2) 論文目録(様式2) 6部
- (3) 学位論文 6部
- (4) 論文内容の要旨(様式12) 6部
- (5) 同意承諾書(様式6) 6部
- (6) 履歴書(様式13) 4部
- (7) その他参考論文等 1式

(審査の付託)

第10条 研究科長は、審査の申請を受理したときは、これを研究科委員会に付託しなければならない。

2 前項により付託を受けた研究科委員会は、審査委員会を設置しなければならない。

(審査委員会)

第11条 審査委員会は、申請者の予備審査を行った予備審査委員会の推薦に基づき、研究科委員会の議を経て、申請者ごとに工学研究科(以下「研究科」という。)に所属する専攻担当教員の内から審査委員1名および副審査委員2名を選出しこれを構成するものとする。

2 前項に定める主審査委員は、原則として申請者の指導教員をもって充てるものとする。

(学位論文公聴会)

第12条 審査委員会は、論文審査の一環として、学位論文公聴会(以下「公聴会」という。)を開催しなければならない。

2 審査委員会は、公聴会の開催日程等を原則として開催日の2週間前までに申請者に通知するとともに、学位論文公聴会開催報告書(様式7)により研究科長に報告し、各専攻および関係学科等に学位論文公聴会開催通知書(様式8)をもって公示するものとする。

(学位論文等の閲覧)

第13条 審査委員会は、審査委員会設置後直ちに、学位論文等の閲覧を希望する本学内の者に対して、これができるように措置しなければならない。

2 前項の閲覧期間は公聴会終了までの間とする。

3 学位論文等の内容等に関して意見がある場合は、公聴会終了までの間に主審査委員に直接意見を申し出ることができる。

(学位論文の審査および最終試験の実施)

第14条 審査委員会は、学位論文の審査および最終試験を実施しなければならない。

2 審査委員会は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連のある科目について口答試問または筆答試問により行うものとする。さらに、英語についても審査を行うものとする。

4 前項に定める口答試問を行う場合には、前二条に定める公聴会における質疑応答をもってこれに代えることができる。

(学位論文および最終試験の審査)

第15条 審査委員会は、論文審査および最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを判定しなければならない。

(審査結果の報告)

第16条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として1ヵ月以内に審査結果を次の各号に掲げる書類に記載し、研究科委員会に報告しなければならない。

- (1) 博士学位論文審査および最終試験結果報告書(様式9-1(課程博士))
- (2) 論文内容の要旨(2,500字~4,000字以内)(様式10-1)

(3) 論文審査結果の要旨および最終試験の結果（800字程度）（様式 10-2）

（学位授与の決定）

第 17 条 研究科長は、研究科委員会を開催し、前条の報告に基づき学位授与の可否を議決しなければならない。

2 前項の研究科委員会の審議および議決は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を要し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上で決定するものとする。

（学位授与に係る報告）

第 18 条 研究科長は、前条の決定があったときは、その結果について博士学位授与の資格審査結果報告書（様式 11）により学長に報告しなければならない。

第 3 章 論文博士

（学位申請に係る資格要件）

第 19 条 論文博士の申請者は、次の各号の要件を充たした者でなければならない。

(1) 人格および学識ともに優れていること

(2) 広く認められている学術誌等に、論文 5 編以上が掲載されていること、あるいは掲載することが決定済みであること

(3) 前号の論文のうち 2 編以上は、原則として本人が単独または第一著者であること

2 前項の 2 号に定める必要論文数を、当該分野の実状を考慮し 5 編以上を 3 編以上とすることができる。

3 前二項の 2 号および 3 号の要件を充たさない場合には、それと同等と認められる研究業績を必要とする。

（予備審査の申請）

第 20 条 前条の要件を充たした者は、論文内容に係る分野の専攻担当教員（以下「担当教員」という。）の推薦を得て、予備審査を申請することができる。

2 予備審査の申請に必要な書類等は、次の各号に掲げるものとし、これを担当教員が所属する専攻の専攻主任に提出するものとする。

(1) 博士学位論文の予備審査願（様式 1-2） 1 部

(2) 論文目録（様式 2） 1 部

(3) 学位論文の草稿 3 部

(4) 論文内容の要旨の草稿（2,500 字～4,000 字以内） 3 部

(5) その他参考論文等 1 式

（予備審査委員会）

第 21 条 専攻主任は、前条の申請を受理したときは、予備審査委員会を設置し、これを予備審査委員会設置報告書（様式 3-2）により研究科長に報告しなければならない。

2 予備審査委員会は、専攻の構成員による議を経て、申請者ごとに所属する専攻担当教員の内から主審査委員 1 名および副審査委員 2 名を選出しこれを構成するものとする。

3 前項に定める主審査委員は、原則として申請者の担当教員をもって充てるものとする。

4 予備審査委員会は、当該分野の実状を考慮して審査するものとする。

5 予備審査委員会は、申請が受理された日から原則として 1 ヶ月以内に学位審査出願に値するか否かを判定し、予備審査結果報告書（様式 4-2）により専攻主任経由で研究科長に報告をしなければならない。また、学位論文の審査に値するとする報告を行う場合には、学位規程第 9 条に定める審査委員会の委員候補者を同時に推薦するものとする。

（予備審査後の手続き）

第 22 条 研究科長は、予備審査の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

第 23 条 予備審査の結果、審査の申請を認められた者は、直近の審査時期に審査の申請を行うものとする。

（審査の申請）

第 24 条 審査の申請に必要な書類等は、次の各号に掲げるものとし、これを担当教員が所属する専攻主任経由で研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（様式 5-2） 1 部
- (2) 学位申請書（様式 5-3） 1 部
- (3) 論文目録（様式 2） 6 部
- (4) 学位論文 6 部
- (5) 論文内容の要旨（様式 12） 6 部
- (6) 同意承諾書（様式 6） 6 部
- (7) 履歴書（様式 13） 4 部
- (8) その他参考論文等 1 式
（審査の付託）

第 2 5 条 研究科長は、審査の申請を受理したときは、これを研究科委員会に付託しなければならない。

2 前項により付託を受けた研究科委員会は、審査委員会を設置しなければならない。

（審査委員会）

第 2 6 条 審査委員会は、申請者の予備審査を行った予備審査委員会の推薦に基づき、研究科委員会の議を経て、申請者ごとに研究科に所属する専攻担当教員の中から主審査委員 1 名および副審査委員 2 名を選出しこれを構成するものとする。

2 前項に定める主審査委員は、原則として申請者の担当教員をもって充てるものとする。

（学位論文公聴会）

第 2 7 条 審査委員会は、論文審査の一環として、公聴会を開催しなければならない。

2 審査委員会は、公聴会の開催日程等を原則として開催日の 2 週間前までに申請者に通知するとともに、学位論文公聴会開催報告書（様式 7）により研究科長に報告し、各専攻および関係学科等に学位論文公聴会開催通知書（様式 8）をもって公示するものとする。

（学位論文等の閲覧）

第 2 8 条 審査委員会は、審査委員会設置後直ちに、学位論文等の閲覧を希望する本学内の者に対して、これができるように措置しなければならない。

2 前項の閲覧期間は公聴会終了までの間とする。

3 学位論文等の内容等に関して意見がある場合は、公聴会終了までの間に主審査委員に直接意見を申し出ることができる。

（学位論文の審査、最終試験および学力確認の実施）

第 2 9 条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験および学力確認を実施しなければならない。

2 審査委員会は、最終試験および学力確認の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連のある科目について口答試問または筆答試問により行うものとする。

4 前項に定める口答試問を行う場合には、前二条に定める公聴会における質疑応答をもってこれに代えることができる。さらに、英語についても審査を行うものとする。

5 学力確認は、前二項の最終試験と同時にこれを兼ねて実施することができる。

（学位論文、最終試験および学力確認の審査）

第 3 0 条 審査委員会は、論文審査、最終試験および学力確認の結果を審議し、学位授与に値するか否かを判定しなければならない。

（審査結果の報告）

第 3 1 条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として 1 ヶ月以内に審査結果を次の各号に掲げる書類に記載し、研究科委員会に報告しなければならない。

(1) 博士学位論文審査、最終試験および学力確認結果報告書（様式 9-2（論文博士））

(2) 論文内容の要旨（2,500 字～4,000 字以内）（様式 10-1）

(3) 論文審査結果の要旨および最終試験の結果（800 字程度）（様式 10-2）

(4) 学力確認報告書（様式 10-3）

（学位授与の決定）

第 3 2 条 研究科長は、研究科委員会を開催し、前条の報告に基づき学位授与の可否を議決しなければならない。

2 前項の研究科委員会の審議および議決は、構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上で決定するものとする。

(学位授与に係る報告)

第33条 研究科長は、前条の決定があったときは、その結果について博士学位授与の資格審査結果報告書(様式11)により学長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

人間環境学研究科修士論文および博士論文の評価基準に関する申し合わせ

制 定 平成 25 年 6 月 11 日

本研究科における修士論文および博士論文の評価基準を以下のように定める。学生本人および指導教員が提出する「研究計画書」には、これら基準に照らした評価を記述するものとする。

修士論文評価基準

- ・研究の目的が明確であり、問題意識、課題設定、および研究方法が適切であること。
- ・研究分野の先行研究を十分に参照し、自分の研究を適切に位置づけていること。
- ・論拠が明確に示され、論理的に論述をしていること。
- ・表現・用語、関連文献引用が適切であること。
- ・得られた結論が適切かつ明確で意義があること。
- ・公聴会を含み研究の成果を公開の場で発表していること。

博士論文評価基準

上記「修士論文評価基準」をより高度に達成することに加え、下記基準を満たすこと。

- ・研究の目的・方法に独創性が認められ、得られた結論が新たな知見を与えていること
- ・論文提出に先立ち関係学会等または本学論集で原則 2 編以上（生活環境分野およびスポーツ健康分野の研究は、審査付論文）、主著者として発表または受理されていること。

中間発表会、主査・副査、および公聴会

- ・特別の事情がない限り、本研究科が開催する中間発表会で、論文研究の報告をおこない、参加した教員の質問、意見、アドバイスを受けなければならない。
- ・論文執筆に際し本人の主査および副査から、論文に関する意見、アドバイスを受け、それらを反映させて論文の執筆・修正加筆をおこなわなければならない。
- ・公聴会においては、論文研究の報告を明瞭かつ簡潔にまとめておこない、かつ参加した教員からの質疑に適切に応答しなければならない。

経営・流通学研究科学位論文の執筆要領に関する申し合わせ

制 定 平成17年10月11日

改 正 平成25年1月8日

本執筆要領は、大阪産業大学大学院経営・流通学研究科の博士前期課程及び後期課程の学生が修士論文及び博士学位請求論文（以下では「論文」と称する）を執筆するに当たり注意すべき細目事項について、定めるものである。同要領を守らない論文は、基本的に審査外とする。

I 論文全体の構成及びページを入れる方法

提出する論文は、表紙、論文の要旨、目次(表目次、図目次を含む)、本文、参考文献、付録の順とする。頁は紙の下の真ん中揃えとし、表紙にはページなし、論文要旨から目次までは i、ii、iii…、本文から論文の最後まで 1、2、3…を入れる。

II 表紙

論文の表紙には、論文の区分(修士論文あるいは博士学位論文請求論文)、論文題名(英文を入れる)、氏名(振り仮名を入れる)、提出日、研究科及び専攻名(大阪産業大学大学院経営・流通学研究科博士前期課程あるいは後期課程)、研究室名(〇〇〇〇教授研究室)を記入する。(例は後記)

III 論文要旨

論文要旨には、<論文の要旨>を最上段の左寄せにし、論文題名(英文を入れる)と氏名を入れる。(例は後記)

IV 目次

目次には、論文の区分(修士論文あるいは博士学位論文請求論文)及び論文題名(英文を入れる)を明記したのち、目次、表目次及び図目次を入れる。そして、項目ごとに該当ページを右寄せにつける。(例は後記)

V 本文

【形式】

1. 用紙 A4、縦置き、横書きのワープロ原稿とする。
2. 文字数 日本語の場合、40字/行、35行/頁とする。
英語の場合、30行/頁とする。
3. 余白 上下; 35mm、左右; 29mm

4. 文字の大きさ
 - (i) 章のタイトル：12 ポイント
 - (ii) 節のタイトル：11 ポイント
 - (iii) 本文：11 ポイント
 - (iv) 脚注：8 ポイント
 - (v) 図表タイトル：10 ポイント
 - (vi) 図表出所：8 ポイント
5. 本文中の章分け番号：ローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、…）
 - 節分け番号：アラビア数字（1、2、3、…）
 - 節分け次の小項目：1)、2)、3) …
6. 章と章との間は1行空ける。
7. 数式番号は、式の後ろに通し番号で示す。

【注記】

8. 注記は、引用文に関しては本文の中で簡易注を、注釈に関しては脚注とする。
9. 簡易注の中では、実際に文献の参照した個所を明記する。その際、著者名（名字だけ）、出版年、ページを表記する。
簡易注の例 1) 和文の場合：(山田、2012： 23)
2) 英文の場合：(Hamel,2007：55-77)
3) 翻訳分の場合：(Bennis, 邦訳、2009：22-27)
同じ年度に二つ以上ある場合、(山田、2012a：23-27) (山田、2012b：50-67)
(Hamel,2007a：23-24) (Hamel,2007b：11-13) のように a, b, c…をつけて区分する。
10. 文中の脚注は、行間右肩に、1、2、3、…と示し、論文の終わりまで通し番号とする。ただし、その番号はコンマ、ピリオド、セミコロン等の後でつける。
例：…である。¹ 戦争中には、²

【図式】

11. 図と表には、表題、そして必要ならば、注、出所、原典などを記入する。
12. 図、表ともに表題は、表本体の上に「中央揃え」（センタリング）する。表題と図表の本体の間に、単位などを「右寄せ」で記入する。
13. 図と表は区別し、図および表のそれぞれで通し番号を付す。（図表1、図表2と表記しない）。
14. 図および表番号の表記の形式は、原則として、図Ⅱ-1 図の名前、図Ⅱ-2 図の名前、表Ⅲ-1 表の名前、表Ⅲ-2 表の名前とする。（表2-1、図11-a、第1図、図表1などと表記しない）。例：図Ⅱ-1 都市圏人口の推移、表Ⅲ-1 大手私鉄の労働生産性の比較

(図表の番号の形式は、章番号一章の中の、図、表それぞれの連番とする。)

15. 図および表について注記が必要な場合には、出所を示す前に記入し、「左寄せ」する。その際、出所や、原典の付記は、注記の後に、左寄せで付記する。出所や出典の具体的な表記方法については、本文の注記の簡易注と同じくする。

【文章の表記】

16. 外国の国名・地名・人名など

- 1) 外国の国名・地名・人名などは、漢字による表記が慣例となっている場合を除き、原則としてカタカナ書きとする。
- 2) 一般化していない固有の名称（地名・人名・機関名・会社名など）は、初出の箇所限り、その言語（ただし、ごく特殊な外国語の場合は、それをローマ字表記したもので可）をカッコ内に付記する。例：「ソリージャ（A.Zorrilla）は、これについて…」。「先にも述べたように、ソリージャによれば…」
- 3) 読み方がはっきりしない人名・地名は、原綴のままでも可とする。例：「産銅公社（Corporacion del Cobre—略称 CODELCO）は、…」。「前出の CODELCO は、…」

17. 外来語・外国の度量衡および貨幣の単位

- 1) 外来語・外国の度量衡および貨幣の単位は、カタカナ書きとする（ただし、漢字圏を除く）。例：コーヒー、ガラス、メートル、トン、ドル
- 2) ただし、パーセントは記号（%）を使用する。図表中では、一般的な単位（m, g, t など）を使用する。表記は、*l* リットルを除いて、ローマン体を用いる。*l* はイタリックで表記する。

18. 数字は、原則として算用数字を使用する。二桁以上の数字は、半角数字で入力する。ただし、万以上の数字には、本文中ではコンマを用いず、万・億・兆を用いる。例：23 億 500 万円、1 万 2000 人

19. 英字は、半角で入力する。

20. 年号は、原則として西暦を使用する。

VI 参考文献

21. 参考文献リストをつける。参考文献リストは、欧文文献と邦文文献を区分し、欧文文献リストを先に出す。欧文文献は著者のラストネームのアルファベット順に、邦文（中国・韓国）文献は著者名の五十音順に記載する。

22. 個々の文献の表記

- ①個々の文献の表記方法は、23 の表記例に従って表記する。
- ②同一著者の文献が複数ある場合は、
 - ・発表年順に書く、

- ・2行目以降著者名を繰り返さずに「-」を用いる、
 - ・同一著者の同一発表年の文献には出版年の後に a、b、c などの添字をつける。
- ③個々の文献表記について、2行目以下は、学国語文献の場合は半角3字、日本語文献の場合は全角2字、下げる。

23. (記載例)

①欧文文献

1) 単行本 (邦訳なし)

著者名 (発行年) 書名【イタリック】， 版次, 出版地: 出版社。

例: Pfeffer, J. K. and G. R. Salancik (1978), *The External Control of Organizations: A Resource Dependence Perspective*, New York: Harper & Row.

2) 単行本 (邦訳あり)

著者名 (発行年) 書名【イタリック】 版次、出版地: 出版社。 (訳者名『訳書名』出版社、発行年)。

例: Milgrom, Paul and John Roberts (1992), *Economics, Organization and Management*, Eaglewood Cliffs. (奥野正寛、伊藤秀史、今井晴雄、西村理、八木甫訳『組織の経済学』NTT出版, 1992年)。

3) 編著

編著者名 (Ed.) (発行年) 書名【イタリック】 (版次) , 出版地: 出版社。

例: Crimp, D. (Ed.) (1988), *AIDS: Cultural Analysis, Cultural Activism*, Cambridge, MA: MIT Press.

4) 編著に収載された論文

筆者名 (発行年) 論文名、in 編者名, 書名【イタリック】 , 掲載頁, 出版地: 出版社。

例: Branson, W. H. (1983), Macroeconomic Determinants of Real Exchange Risk, in Herring, R. J. ed., *Managing Foreign Exchange Risk*, 37-87, Cambridge: University Press.

5) 雑誌に掲載された論文

筆者名 (発行年) 論文名, 雑誌名【イタリック】 , 巻 (必要な場合は号) : 掲載頁。

例: Williamson, O. E. (1979), Transaction-Cost Economics: The Governance of Contractual Relations, *Journal of Law and Economics*, 22(11): 233-261.

②邦文 (中国・韓国) 文献

・著者

著者名 (出版年) 『書名』 出版社。

例: 河合正弘 (1986) 『国際金融と開放マクロ経済学』 東洋経済新報社。

・論文集

執筆者名 (出版年) 「論文タイトル」 編者名 『論文集タイトル』 出版社、掲載ページ。

例：上村利男（1990）「公企業民営化と X 非効率」柏崎利之輔編『経済政策の形成過程』
文真堂：23-45。

・雑誌論文

執筆者名（出版年）「論文タイトル」『雑誌名』巻号、掲載ページ。

例：島田達巳（1990）「情報技術が経営組織に与える影響」『組織科学』23(4)：56-77。

同一著者が同一年度に著作を発表している場合、次のようにあらわす。

例：産大太郎（2005a）「……………」

産大太郎（2005b）「……………」

③インターネット上の文献

ホームページ名（アドレス）（検索日）

例：中国ソフトウェア輸出入ネット（www.cnies.com）（検索日：2008年12月20日）。

<http://softpark.dlsp.com.cn>（検索日：2012年12月20日）。

<修士論文>

組織における「コミュニケーション的行為」に関する研究

－「ネットワーク型組織」を中心に

**A Study on 'Communicative Action' in Organization Theories
: With Special Reference to 'Network Organizations'**

サダイ 太郎

産大 太郎

2009年1月15日

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科

博士前期課程経営・流通専攻

〇〇〇〇教授研究室

<博士学位請求論文>

組織における「コミュニケーション的行為」に関する研究

－「ネットワーク型組織」を中心に

**A Study on 'Communicative Action' in Organization Theories
: With Special Reference to 'Network Organizations'**

サダイ 太郎

産大 太郎

2009年1月15日

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科

博士後期課程経営・流通専攻

〇〇〇〇教授研究室

<論文の要旨>

組織における「コミュニケーション的行為」に関する研究
－「ネットワーク型組織」を中心に

A Study on 'Communicative Action' in Organization Theories
: With Special Reference to 'Network organizations'

氏 名：産大 太郎

本研究は、従来のヒエラルキー組織などの「目的活動的組織論」から、ネットワーク型組織などの「コミュニケーション的組織論」への移行の過程とそれを促す論理、および組織論的・社会的コンテキストなどを理論的および実証的に分析し、組織におけるパースペクティブ・シフトを明らかにしようとするものである。また、今日一つのジャングルの観をなしているネットワーク論の理論化、ないし体系化の試みでもある。

本稿で「ネットワーク」というとき、それは「コンテキストを共有している自主的な個人、あるいはユニット同士が自律的に連携し連帯する分権的かつ緩やかな協働システム」としての「もう一つの組織」を指している。この了解から、筆者はネットワークを(ヒエラルキー)組織から区別するが、その場合の区別の基準は、組織内でのコンテキストを共有し、自律性を保ち、分権的かつ緩やかなシステムが保っているかどうか、また、ネットワークの活性化のための望ましい条件として開かれたシステム、メンバーの重複性、冗長性などがそれぞれ考慮に入れられているかどうか、にある。…

<修士論文>

組織における「コミュニケーション的行為」に関する研究
－「ネットワーク型組織」を中心に

A Study on 'Communicative Action' in Organization Theories
: With Special Reference to 'Network organizations'

目 次

I 序論	1
1 問題設定と研究目的	1
2 研究範囲	2
3 研究方法	3
4 研究意義	4
(* 1 から 4 のいずれかにおいて、先行研究との違いを明確に述べること。)	
5 命題と研究の骨組	5
II 大連における対日ソフトウェアアウトソーシングの現状分析	6
1 発展過程	7
2 基本特徴	8
3 市場潜在力	9

表 目 次

表Ⅱ-1 日本企業のソフトウェアアウトソーシング利用状況	8
表Ⅱ-2 日本主なソフトウェア企業2004年アウトソーシング規模	9
表Ⅲ-1 大連対日ソフトウェアアウトソーシング優劣性比較	18
表Ⅲ-2 平均従業員数とその構成 (2004年、2005年)	21

図 目 次

図Ⅱ-1 日本ソフトウェアアウトソーシング国別比率	10
図Ⅱ-2 NECソフトウェアアウトソーシング国別比率	11
図Ⅱ-3 大連ソフトウェア基地構造図	14
図Ⅲ-1 大連ソフトウェア企業の規模	19

大学院経営・流通学研究科博士後期課程の研究指導の方法に関する申し合わせ

制 定 平成 18 年 9 月 12 日

改 正 平成 25 年 1 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 本申し合わせは、博士後期課程において、3 年間で博士号を取得させることを目的として研究指導委員会を設置し、この研究指導体制の下で別紙のスケジュールに基づいて指導を行うことを目的とする。

(研究指導委員会)

第 2 条 研究科の議を経て、1 名の主任指導教員と 2 名の副指導教員から構成される研究指導委員会を設置する。

2. 主任指導教員は専攻担当教員とし、2 名の副指導教員は授業担当教員も可とする。

(博士学位請求論文の提出要件)

第 3 条 博士学位請求論文を提出する際、次の要件を満たすように指導する。

(1) 「経営・流通学研究科学位論文の執筆要領に関する申し合わせ」を必ず守ること。

(2) 関連学会の全国大会に 1 回以上発表すること（ただし、学力試験の語学要件を満たしてもらったものは除く）。

(3) レフェリー制度がある学会誌等に学術論文 1 篇以上、あるいは『経営論集』等大学の紀要には 2 編以上を掲載すること。

(4) ただし、『大阪産業大学経営論集』に投稿した論文の場合、研究指導委員または博士論文審査委員の審査がない場合には、博士学位請求論文を提出要件として認めない。研究科委員会では、その審査結果の公表を要求することができる。

(5) 博士後期課程中、主任指導教員の授業以外に、二人以上の研究指導委員または博士論文審査委員の授業を履修すること。

(6) 学力試験に合格すること。

附則

この申し合わせは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。